

主 な 目 次

- ◇市民税県民税の課税方式かわる.....(2)
- ◇健康保険証の検証を受けましょう.....(3)
- ◇貯蓄論文等コンクール入選者.....(3)
- ◇固定資産課税台帳をみて下さい.....(3)
- ◇去年の火災状況.....(4)
- ◇確定申告と納税は3月15日までに.....(4)
- ◇わたくしたちの郷土史(4).....斎藤秀助.....(4)

勝 山 市 報



空前のスキー客でにぎわう雁ヶ原！

北陸一のスロープをもつ市内のメインスキー場、雁ヶ原は大雪とリフト新設の好条件を得て、ことは空前のスキーブームにわきかえっています。

去年は約七万人のスキー客で開設以来の新記録に係者は大喜びでしたが、ことしは二月十日で、はやくも去年の記録を更新、七万五千人に達し、この調子でいけば目標の十万人は軽く突破するものとみられています。

一月の連休には八千人の県内外客が雁ヶ原を埋めつくし、臨時バスもリフトもフル運転、地元では接待に大わらわという嬉しい悲鳴をあげていました。県外客は総数の二割を占め「リフトから見下す下界はグアッアイチに富んでいて実に壮観です、大阪から夜行でき一日中スキーをたのしみ夜行で帰飯できるので誠に便利です」と関西の人に喜ばれています。

市内のスキー場はツブアで三月中旬頃まではすべれる見込み。

(写真は無休運転のリフト)

市民税 課税方法かわる！

申告は三月二十日まで

昨年の六月にみなさんにとって、もっとも関係の深い、市・県民税の一部が改正になりました。みなさんには新聞やラジオ等でよくご存じのこととおもいますが、いよいよ昭和三十一年度からこの改正になった税法が適用されますので、そのあらましをご説明申し上げますと次のとおりです。

更に今回の改正により所得税の申告と同様に、市・県民税の申告制度が義務づけられこの申告をしないと一切の所得控除や税額控除が認められないことになりましたのでくれぐれもご注意下さい。

軽くなる市民税

今回の改正で従来の税法と変わった点は、所得割に対する税の計算方法が改められたこと、事業専従者に対する税額控除の制度が設けられたこと、それから、市民税の申告制度が義務づけられたことです。ではまず改正の所得割に対する税の計算方法から逐次ご説明を申し上げます。

1 従来までの税額算出方法は一般の所得、山林所得、退職所得を一括合算しその額に税率を乗じていたため累進税率の関係から税金が高くなっていましたが、今回の改正では、退職所得や山林所得があった場合、一般、山林、退職の所得に分離して税額を算出することになりましたのでこれまでより税金が安くなります。

更に山林所得の計算については課税所得額を、一応五分の一に除した額に税率を乗じた後五倍する即ち五分五乗法の計算が用いられるので納税者にとっては、これまでより非常に有利となります。

2 事業専従者に対する税額控除について——営業や事業を営んでおられる方で、事業専従者がある場合は青色申告者と一般者に分けて事業専従者控除額が算出された税額から差引かれることになりました。

控除される税額は市の条例によって決められます。尚今回の改正で青色申告者、並びに一般事業者に対する専従者の税額控除制度が設けられました。

保上、市民税については、これまでで青色申告者に認められていた事業専従者の給与額等は課税所得額において必要経費としないので青色申告者の所得として計算します。

3 市民税の申告について——これまで、毎年三月三十一日まで申告されていた、市民税の申告が今回の改正で三月二十日までに変更されました。

またにもご説明申し上げますと、おとり本年度からは、申告をしないと、事業専従者控除は勿論、これまで控除されていた、扶養、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生控除等も一切認められないことになり、申告期限に遅れたりしないようご注意ください。

尚申告書は後日、区長、町内会長さんにお願ひして皆様のお手許に配付致しますが不足したり何かの間違いでお手許に届かないような場合は、市役所財務課又は最寄りの出張所でお受取り下さい。

尚申告書の記載について、給与所得者で給与以外の所得がなく勤務先よりその方の給与支払報告書が市に提出されている場合は、勤務先のみを記入して提出していただくだけで結構です。

又特殊な場合を除き合計所得金額が年額五万円以下の方は申告の必要がありません。

市、県民税の計算のしかた(課税方法)

1、一般所得だけの場合(2、3の所得がない場合)

総所得金額	(イ)市民税 所得控除 基礎控除	課税総所得金額	× 税率	算出税額	税額控除 {扶養者控除等 障害者控除等 事業専従者控除}	所得割税額	+ 均等割(300円)	→ 市民税の納税額
	(ロ)県民税 所得控除 雑医療費控除 損金控除 社会保険料控除 生計扶養基礎控除							
			× 税率		税額控除(障害者控除等)		+ 均等割(100円)	→ 県民税の納税額

2、山林所得のある場合

山林所得	必要経費(約30%) 基礎控除 15万円 (所得税法の計算と同じ)	課税山林所得	× 1/5 × 税率 × 5	算出税額	+ (イ)の納税額 = 山林所得がある場合の市民税 + (ロ)の納税額 = 山林所得がある場合の県民税
------	---	--------	----------------	------	--

3、退職所得のある場合

退職所得	所得税法の規定に基づく特別控除額 × 1/2	課税退職所得	× 税率	算出税額	+ (イ)の納税額 = 退職所得がある場合の市民税 + (ロ)の納税額 = 退職所得がある場合の県民税
------	------------------------	--------	------	------	--

注 1の外に2、3の所得がある場合はその合計額が市県民税の税額となります。

県民税は別個に計算

従来まで配賦課税でありました県民税も市県税で申し上げましたとおり申告制度となり県民税として別個に計算されることになりました。

従ってみなさんの申告書に基づき市が賦課事務を行うことになりました。

1 所得割の計算について——所得割の計算については国の所得税法とほぼ変わりありません。

2 所得控除について——雑損、医療、生命、扶養、基礎、控除等も所得税法とほぼ同様です。又青色申告による事業専従者控除も一人につき八万円その他一般事業専従者控除は一人につき五万円が認められます。

3 税率について——所得割の税率は県の条例によって決められます。

4 税額控除について——納税義務者が身体障害者である扶養親族を有する場合、一人につき及び納税義務者自身が障害者、老年者寡婦又は勤労学生である場合には四百円をその算出税額より控除されます。

5 県民税の申告について——市民税の申告について申し上げましたとおり三月二十日までに本申告をしないとい一切の所得控除や税額控除が認められませんから該当者の方は必ず申告期限に遅れないように申告して下さい。

県民税の申告書は、市民税の申告書と兼用になっておりますから記載漏れのないようご注意下さい。

国民健康保険証を換証します

から、三月十日から三月末日までに市保健課または近くの出張所へ提出して下さい。

▽換 換証すみの保険証に限

▽の 来年度の

▽証 三月三十

▽除 一日まで

▽保 有効になり、もしこれ

受けないと失効

提出は三月十日から末日まで

転入、出生、死亡、あるいはそ

の他の保険の資格を得たり、ま

たは失ったりしたときは、換証

笠松さんら入選
貯蓄論文等コンクール

申告書には証明書を添付致しますが記載その他について不明の点は市役所財務課又は最寄りの出張所へお尋ね下さい。

市貯蓄推進委員会では、みなさんに貯蓄に対する認識を深めていただくため、貯蓄に関する論文、講話、川柳俳句を募集してまいりました。

たくさん応募の中から、委員会が厳選の結果、つぎのみなさんが見事入選、市から賞金がおくられました。

論文 笠松邦子(毛屋)

講話 笠松邦子(毛屋)

川柳 笠松邦子(毛屋)

僕も私も一家揃って笑いの貯蓄

小林定右エ門(下元三区)

仲をわらず迷惑かけず

無敵をマイナス貯蓄へプラス

立壁繁治(芳野)

川柳 目をつぶり

貯蓄して買いたいものへ

中野 登(芳野)

日に一度隔けてかぞえる

子貯金

笠松邦子(毛屋)

へそくったテレビ

茶の間にデンとすえ
始本はつ子(下元三区)

俳句 あかぎれの妻美しく貯金積む

村島瑞雲(下袋田)

年明けや子らと連れだち初貯金

笠松清子(下毛屋)

新世帯吹雪の中を貯金しに

中野良治(芳野)

有利な簡易保険の
前納、団体割引

▽保険料を三ヶ月分前納すると月額保険料の一割、六ヶ月分前納のときは五割、一ヶ年の場合は一ヶ月分の保険料がまた十年分前納しますと、二十ヶ月分の保険料が、それぞれ割引きされます。

▽婦人会、PTA、町内会というような団体または会社、官庁、学校などの職場で簡易保険の団体(十五人以上)をつくり、その団体が毎月の保険料をまとめて払いこめばその都度、払い込み保険料の七分相当額が割引きされますから、市民のみなさんも皆さんご利用ください。

(勝山郵便局)

固定資産税の第四期納期は

二月二十六日まで

県事業税の申告は

三月二十日まで

あなたの家や土地の評価額は？

固定資産課税台帳をみて下さい。

◇……縦覧期間3月1日——3月20日まで……◇

昭和37年度固定資産税の課税基準となる土地、家屋、事業用資産の価格が2月末日で決定されます。この決定に不服のある人は3月末日までに異議申し立てができます。



市消防署では、このほど昨年の火災状況を調査し、おとりまとめました。カッパ内は一昨年のもの。

▽件数 二〇(一七)

▽損害額 七八〇万円(四〇九)

▽死者 一人

(一)

▽焼失面積 六二八㎡

(九九三)

このほか、火災原因は、例年のことながら取

扱、かまどの不

始末が多く、月

別では三、四月

が四割を占めて

いることから、

同署では次のと

1日に千円札21枚を灰に 一昨年の火災一 注意したい取灰の始末

おり注意しています。

一、取灰、かまどの始末を完全に

すること。

二、故障のある石油コンロを使わ

ないこと。

は特に注意すること。

四、冬は入口のほかに二ヶ所くら

い非常口をつくっておくこと。

五、出火したら、内輪で消すより

すぐ通報すること。

ただ一つ、ここ数年の傾向とし

て注目されるのは、火災件数にお

ける全焼件数が少なくなったこと

です。

これは、みなさんのご協力もさ

ることながら、消防の人的、物的

施設の強化にあるのでないかと関

係者はみています。

確定申告と納税は

三月十五日までに

昭和三十六年分の所得税確定申

告と納税は、おそくとも三月十五

日までにすませて下さい。

確定申告をしなければならぬ人

人は①昭和三十六年中の所得が、

「基礎控除(九万円)＋配偶者控

除(九万円)＋扶養控除(十五万

以上五万円、十五万未満三万円)

「より多い人、②三十万円以上の

給与所得者で二ヶ所以上から給与

を受けている人、③給与所得のほ

かに地代、家賃、配当などの合計

所得が五万円以上ある人、④源泉

徴収された税金や予定納税をした

税金が納めすぎになっている人で

す。

申告がおくれますと、扶養控除

その他の諸控除が受けられないば

かりでなく無申告加算税を余分に

おさめなければなりません。

申告が少なすぎたり、申告しな

かったときは、更正または決定の

処分を受け追徴税額を徴収される

ばかりでなく高率の加算税もあわ

せて徴収されますから、ご注意ください。

また、納税がおくれますと、日歩三銭の利子税がかかるほ

か延滞加算税を徴収されます。

なお、確定申告などについて、

わからない人はご遠慮なく税務署

または市財務課へお問い合わせ下

さい。農業者には、農協におい

て、確定申告期間中、税務署から

任命した臨時税理士が申告書の記

載方法などについて指導にあた

ることになっていますから、ご利用

ください。

(大野税務署)

わたくしたちの郷土史

齋藤秀助

④

勝山文化の根源は、天橋白山の霊峰とその支脈から流れる溪

流(女神川、犬川、浄土寺川、

群見川、滝波川、風川、岩屋川

の沃野とであります。

白山は精神的信仰的方面より

発祥し、諸溪流は物質的経済的

方面より発達したことは前二回

で大体説明しました。とく

に白山と泰澄大師との関係

から精神的、信仰的方面は

かなりくわしく申し上げま

したので、今回は諸溪流の

沃野における物質的、経済

的方面を少しくわしくご説

明したいと思ひます。

そこで有史以前のことは

はふきまして、有史以後の

物質的、経済的方面をなが

めてみますと大化の改新頃

(六三五年)には、土曜の

耕作が相当普及し米その他の穀

類を生産していたことは明らか

です。おそらく現在の田畑の三

分の一ぐらいは開拓されていた

ものと考えられます。開墾と並

行して村づくりも盛んにおこな

われました。この頃、人口は増

加するので口分山として賦田す

開墾と村づくりへ

さかにはじまり、平安時代に

なると京都の大寺院、公家

豪族より資本を借り、ます

ます開墾が盛んになってき

ました。しかもその開拓地

は、国司、郡司の支配を受

けず寺院公家、豪族等が支

配することになりました。

どうして寺院公家などの支

配となったかと申しますと

これらの人たちが資本を

出してもらったからです。

これがすなわち荘園です。